

防整技第 6 3 1 9 号
令和元年 8 月 2 8 日
一部改正 防整技第 1 5 2 5 5 号
令和 6 年 6 月 2 8 日

大 臣 官 房 会 計 課 長
地 方 協 力 局 施 設 管 理 課 長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防 衛 研 究 所 企 画 部 総 務 課 長
統 合 幕 僚 監 部 総 務 部 総 務 課 長
陸 上 幕 僚 監 部 監 理 部 会 計 課 長
海 上 幕 僚 監 部 総 務 部 経 理 課 長
航 空 幕 僚 監 部 総 務 部 会 計 課 長
情 報 本 部 計 画 部 事 業 計 画 課 長
各 地 方 防 衛 局 調 達 部 長
帯 広 防 衛 支 局 長
熊 本 防 衛 支 局 長
名 護 防 衛 事 務 所 長
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 会 計 官 殿

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等に
係る事務処理要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設
計画官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長、陸上

幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部
防衛部施設課長

離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等に係る事務処理要領

1 目的

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）別紙の第2第1号に規定する建設工事をいう。）のうち、離島及び労働者が不足する地域（以下「離島等」という。）の建設工事において必要とする労働者の確保に要する費用及び建設資材等の運搬に要する費用（以下「労働者確保に要する費用等」という。）の変更を行う場合について、労働者確保の実態を反映した契約変更のために必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象工事

工事発注に当たって又は工事契約締結後、離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等について（防整技第6318号。令和元年8月28日。以下「離島等の積算方法」という。）を適用した工事を対象とする。

3 対象項目

離島等の積算方法の5から7までに規定する変更対象項目とする。

また、離島等の積算方法に定めのない項目については、必要に応じて発注者と受注者とが協議するものとする。

4 精算方法

労働者確保に要する費用等については、全て精算を行うものとする。

工事監督官は、離島等の積算方法の様式2-1から様式2-3までの「変更対象項目に対する実施報告書（案）」に基づき、変更対象項目の金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下「根拠資料」という。）を工事監督官が指定する期日までに受注者に毎月提出させ、その妥当性を確認するものとする。また、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

5 工事発注から工事完了までの流れ

（1）工事発注時

入札公告、入札説明書、手続開始の公示及び現場説明書に当該工事が離島等の積算方法を適用する工事であることを記載する。

（2）工事契約後

ア 工事監督官は、労働者確保に要する費用等について、「変更対象項目に関する実施計画書」（離島等の積算方法の様式 1－1 から様式 1－3 まで）により受注者に説明し、受注者は当該費用が必要な場合は、「変更対象項目に関する実施報告書（案）」（離島等の積算方法の様式 2－1 から様式 2－3 まで）を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。

イ 当初発注時の現場説明書の第 2 特記事項の当初計上額に費用を計上していない場合においても、工事契約締結後、受注者の責に帰さない事由による契約内容の変更のために、遠隔地からの労働者確保に要する費用等が必要となる場合は、受注者は、アと同様の要類を作成して、工事監督官に提出し、協議するものとする。

ウ 工事監督官は、提出された計画計上額の妥当性を確認した場合は、速やかに請負代金額を変更するものとする。なお、これにより難しい場合は、整備計画局施設整備官又は整備計画局提供施設計画官と調整するものとする。

（3）工事施工時

工事着手後、受注者は「変更対象項目に対する実施報告書（案）」に基づき、変更対象項目の根拠資料を工事監督官が指定する期日までに毎月提出し、工事監督官はその妥当性を確認するものとする。

なお、工事施工中に実施報告書(案)に変更が生じる場合は、受発注者間で協議するものとする。

（4）工事完成時

監督官は提出された根拠資料で妥当性が確認された費用を受注者と確認し、当該費用を契約変更の対象とする。

6 その他

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設整備官と協議するものとする。